

押印を求める手続の見直しのための関係規則の整備に関する規則をここに公布する。  
令和三年三月三十一日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 秋田県規則第九号

押印を求める手続の見直しのための関係規則の整備に関する規則

(政治倫理の確立のための秋田県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部改正)

第一条 政治倫理の確立のための秋田県知事の資産等の公開に関する条例施行規則(平成七年秋田県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「認印を押すとともに、」を削る。

(秋田県退職年金等および退職一時金等の基礎となるべき在職期間の通算に関する条例施行規則等の一部改正)

第二条 次に掲げる規則の規定中「㊟」を削る。

- 一 秋田県退職年金等および退職一時金等の基礎となるべき在職期間の通算に関する条例施行規則(昭和三十二年秋田県規則第四十四号)様式第五号及び様式第六号
- 二 職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則(平成二十一年秋田県規則四十四号)様式第二号、様式第四号から様式第六号まで、様式第八号、様式第十号、様式第十四号及び様式第十六号
- 三 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則(平成元年秋田県規則第十二号)様式第二号
- 四 過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則(平成十二年秋田県規則第百号)様式第二号及び様式第三号
- 五 特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則(平成十五年秋田県規則第三十五号)様式第一号
- 六 秋田県産業廃棄物税条例施行規則(平成十五年秋田県規則第六十三号)様式第三号から様式第五号まで、様式第七号から様式第九号まで、様式第十一号及び様式第十三号から様式第十六号まで
- 七 地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則(平成二十八年秋田県規則第十号)様式第二号
- 八 秋田県母子家庭児童の身元保証に関する条例施行規則(昭和三十五年秋田県規則第二十三号)様式第一号、様式第四号、様式第七号及び様式第十号
- 九 秋田県精神保健福祉センター管理規則(昭和五十四年秋田県規則第三十二号)別記様式
- 十 歯科技工士法施行細則(昭和三十二年秋田県規則第十四号)様式第一号から様式第五号まで
- 十一 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則(昭和三十二年秋田県規則第三十九号)様式第一号から様式第五号まで
- 十二 秋田県看護職員修学資金貸与条例施行規則(昭和三十七年秋田県規則第四十二号)様式第一号、様式第十一号、様式第十三号、様式第十五号から様式第十八号まで及び様式第二十号から様式第二十四号まで
- 十三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則(昭和三十八年秋田県規則第二十四号)様式第一号及

び様式第三号から様式第五号まで

十四 柔道整復師法施行細則（昭和四十六年秋田県規則第四十五号）様式第一号から様式第三号まで

十五 秋田県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則（昭和五十一年秋田県規則第十六号）様式第一号から様式第五号まで

十六 秋田県公害紛争処理条例施行規則（昭和五十六年秋田県規則第五十六号）別記様式

十七 秋田県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例施行規則（平成十五年秋田県規則第六十五号）様式第一号、様式第二号及び様式第四号

十八 墓地、埋葬等に関する法律施行細則（昭和五十六年秋田県規則第五十号）様式第八号

十九 秋田県国営土地改良事業負担金徴収条例施行規則（昭和三十九年秋田県規則第五十号）様式第二号

二十 秋田港魚市場使用条例施行規則（昭和三十五年秋田県規則第二十九号）様式第一号及び様式第三号

二十一 林業種苗法施行細則（昭和四十六年秋田県規則第五号）様式第一号から様式第三号まで

二十二 秋田県営林道事業分担金徴収条例施行規則（昭和五十二年秋田県規則第十六号）様式第三号及び様式第五号

二十三 開発行為等の規制に関する規則（昭和四十六年秋田県規則第十二号）様式第一号から様式第三号まで

二十四 秋田県十和田湖公共下水道条例施行規則（平成三年秋田県規則第十六号）様式第一号、様式第二号、様式第四号及び様式第六号から様式第十二号まで

二十五 海岸法施行細則（昭和四十年秋田県規則第三十四号）様式第一号から様式第七号まで

二十六 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則（昭和四十四年秋田県規則第四十一号）様式第二号から様式第五号まで

二十七 秋田県港湾施設特別利用料徴収条例施行規則（昭和五十二年秋田県規則第十九号）様式第一号及び様式第二号

（行旅病人および行旅死亡人取扱規則等の一部改正）

第三条 次に掲げる規則の規定中「四」を削る。

一 行旅病人および行旅死亡人取扱規則（昭和三十三年秋田県規則第五十九号）様式第一号から様式第六号まで

二 秋田県交通指導員交通災害見舞金支給条例施行規則（昭和四十六年秋田県規則第十六号）別記様式

三 秋田県農業近代化資金利子補給規則（昭和三十七年秋田県規則第四号）様式第一号及び様式第三号

（秋田県立衛生看護学院条例施行規則等の一部改正）

第四条 次に掲げる規則の規定中「四」及び「五」ハ及び「六」ハを削る。

一 秋田県立衛生看護学院条例施行規則（平成二十年秋田県規則第二十号）様式第一号及び様式第二号

二 秋田県漁船法施行細則（昭和二十六年秋田県規則第二十六号）様式第五号、様式第六号、様式第八号及び様式第九号

三 砂防法施行細則（平成十五年秋田県規則第十八号）様式第一号から様式第十号まで

四 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成二十一年秋田県規則第三十九号）様式第一号から様式第四号まで

五 秋田県庁舎管理規則（昭和三十五年秋田県規則第八号）様式第三号

（保健師助産師看護師法施行細則の一部改正）

第五条 保健師助産師看護師法施行細則（昭和三十年秋田県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「記載し、及び押印した」を「記載した」に改める。

第三条中「申請書に押印し、これを」を「申請書を」に改める。

第四条中「記載し、及び押印した」を「記載した」に改める。

第五条第一項中「申請書に押印し、これを」を「申請書を」に改め、同条第二項中「記載し、及び押印した」を「記載した」に改める。

第六条第一項及び第二項中「申請書に押印し、これを」を「申請書を」に改め、同条第三項中「記載し、及び押印した」を「記載した」に改める。

第七条第一項中「申請書に押印し、これを」を「申請書を」に改め、同条第二項中「返納書に押印し、これを」を「返納書を」に改める。

第八条中「申請書に押印し、これを」を「申請書を」に改める。

（温泉法施行細則の一部改正）

第六条 温泉法施行細則（昭和二十九年秋田県規則第八十五号）の一部を次のように改正する。

第二条から第五条までの規定中「押印し、」を「より」に改める。

第六条第一項中「押印し、かつ」を「より」に改める。

第七条、第八条、第九条第一項、第十条、第十一条、第十二条第一項、第十三条第一項、第十四条及び第十五条第二項中「押印し、」を「より」に改める。

第十六条及び第十七条中「押印し、かつ」を「より」に改める。

第十八条、第十九条第一項並びに第二十条第一項及び第三項中「押印し、」を「より」に改める。

（秋田県立自然公園条例施行規則の一部改正）

第七条 秋田県立自然公園条例施行規則（昭和三十八年秋田県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「㊦」を削り、同様式中備考(1)を削り、備考(2)から備考(9)までを備考(2)から備考(8)までとする。

様式第二号中「㊦」を削り、同様式中備考(1)を削り、備考(2)を備考(1)とし、備考(3)を備考(2)とし、備考(4)を備考(3)とする。

様式第三号及び様式第三号の二中「㊦」を削り、これらの様式の規定中備考(1)を削り、備考(2)を備考(1)とし、備考(3)から備考(5)までを備考(2)から備考(4)までとする。

様式第四号中「㊦」を削り、同様式中備考(1)を削り、備考(2)を備考(1)とし、備考(3)から備考(8)までを備考(2)から備考(7)までとする。

様式第五号中「㊦」を削り、同様式中備考(1)を削り、備考(2)を備考(1)とし、備考(3)から備考(5)までを備考(2)から備考(4)までとする。

様式第六号中「㊦」を削り、同様式中備考(1)を削り、備考(2)を備考(1)とし、備考(3)を備考(2)とし、備考(4)を備考(3)とする。

様式第七号中「㊦」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考「認可を受けた年月日及び番号」の欄及び「公園事業の種類」の欄には当該事業の認可指図書記載のものを記入してください。  
様式第七号の二中「㊦」を削り、同様式中備考(1)を削り、備考(2)を備考(1)とし、備考(3)を備考(2)とする。

様式第七号の三中「㊦」を削り、同様式中備考(1)を削り、備考(2)を備考(1)とし、備考(3)を備考(2)とし、備考(4)を備考(3)とする。

様式第七号の四及び様式第七号の五中「㊦」を削り、これらの様式の規定中備考(1)を削り、備考(2)を備考(1)とし、備考(3)を備考(2)とする。

様式第七号の六中「㊦」を削り、同様式中備考(1)を削り、備考(2)を備考(1)とし、備考(3)から備考(5)までを備考(2)から備考(4)までとする。

様式第七号の七中「㊦」を削り、同様式中備考(1)を削り、備考(2)を備考(1)とし、備考(3)を備考(2)とし、備考(4)を備考(3)とする。

様式第八号中「㊦」を削り、同様式中備考(1)を削り、備考(2)を備考(1)とし、備考(3)から備考(7)までを備考(2)から備考(6)までとする。

様式第八号の二及び様式第八号の三中「㊦」を削り、これらの様式の規定中備考(1)を削り、備考(2)を備考(1)とし、備考(3)から備考(10)までを備考(2)から備考(9)までとする。

様式第八号の四中「㊦」を削り、同様式中備考(1)を削り、備考(2)を備考(1)とし、備考(3)から備考(6)までを備考(2)から備考(5)までとする。

様式第八号の五中「㊦」を削り、同様式中備考(1)を削り、備考(2)を備考(1)とし、備考(3)から備考(7)までを備考(2)から備考(6)までとする。

様式第八号の六中「㊦」を削り、同様式中備考(1)を削り、備考(2)を備考(1)とし、備考(3)から備考(6)までを備考(2)から備考(5)までとする。

様式第八号の七中「㊦」を削り、同様式中備考(1)を削り、備考(2)を備考(1)とし、備考(3)から備考(10)までを備考(2)から備考(9)までとする。

様式第八号の八中「㊦」を削り、同様式中備考(1)を削り、備考(2)を備考(1)とし、備考(3)から備考(8)までを備考(2)から備考(7)までとする。

様式第八号の九中「㊦」を削り、同様式中備考(1)を削り、備考(2)を備考(1)とし、備考(3)から備考(7)までを備考(2)から備考(6)までとする。

様式第八号の十及び様式第八号の十一中「㊦」を削り、これらの様式の規定中備考(1)を削り、備考(2)を備考(1)とし、備考(3)から備考(6)までを備考(2)から備考(5)までとする。

様式第八号の十二中「㊦」を削り、同様式中備考(1)を削り、備考(2)を備考(1)とし、備考(3)を備考(2)とし、備考(4)を備考(3)とする。

様式第八号の十三中「㊦」を削り、同様式中備考(1)を削り、備考(2)を備考(1)とし、備考(3)から備考(7)までを備考(2)から備考(6)までとする。

様式第八号の十四中「㊦」を削り、同様式中備考(1)を削り、備考(2)を備考(1)とし、備考(3)から備考(6)までを備考(2)から備考(5)までとする。

様式第九号中「㊦」を削り、同様式中備考(1)を削り、備考(2)を備考(1)とし、備考(3)から備考(7)までを備考(2)から備考(6)までとする。

様式第九号の二及び様式第九号の三中「㊦」を削り、これらの様式の規定中備考(1)を削り、備考(2)を備考(1)とし、備考(3)から備考(6)までを備考(2)から備考(5)までとする。

様式第九号の四中「㊧」を削り、同様式中備考(1)を削り、備考(2)を備考(1)とし、備考(3)から備考(8)までを備考(2)から備考(7)までとする。

様式第九号の五中「㊨」を削り、同様式中備考(1)を削り、備考(2)を備考(1)とし、備考(3)から備考(10)までを備考(2)から備考(9)までとする。

様式第九号の六中「㊩」を削り、同様式中備考(1)を削り、備考(2)を備考(1)とし、備考(3)から備考(7)までを備考(2)から備考(6)までとする。

様式第九号の七及び様式第九号の八中「㊪」及び備考を削る。

様式第九号の九及び様式第九号の十中「㊫」を削り、これらの様式の規定中備考(1)を削り、備考(2)を備考(1)とし、備考(3)から備考(5)までを備考(2)から備考(4)までとする。

(水産業協同組合法施行細則の一部改正)

第八条 水産業協同組合法施行細則(昭和二十六年秋田県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第三条中「及び住所を記載し、並びに代表者が署名し、又は記名押印しなければ」を「主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載しなければ」に改める。

第四条中「及び住所を記載し、並びに代表者が署名し、又は記名押印した」を「主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載した」に改める。

第五条第一項中「記載し、及び代表者が署名し、又は記名押印した」を「記載した」に改め、同項第一号中「及び」を「」に改め、「所在地」の下に「及び代表者の氏名」を加える。

第六条中「記載し、及び代表者が署名し、又は記名押印した」を「記載した」に改め、同条第一号中「及び」を「」に改め、「所在地」の下に「及び代表者の氏名」を加える。

第七条中「及び住所を記載し、並びに代表者が署名し、又は記名押印した」を「主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載した」に改める。

第八条中「が署名し、又は記名押印した」を「の氏名及び住所を記載した」に改める。

第九条、第十条第一項及び第十一条中「及び住所を記載し、並びに代表者が署名し、又は記名押印した」を「主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載した」に改める。

第十二条第一項中「を記載し、並びに代表者が署名し、又は記名押印した」を「並びに代表者の氏名を記載した」に改める。

第十二条の第二項、第十三条第一項各号列記以外の部分及び同条第二項各号列記以外の部分並びに第十四条各号列記以外の部分中「及び」を「」に、「を記載し、並びに代表者が署名し、又は記名押印した」を「及び代表者の氏名を記載した」に改める。

第十五条の二中「及び」を「」に、「を記載し、並びに代表者が署名し、又は記名押印しなければ」を「及び代表者の氏名を記載しな

ければ」に改める。

第十六条各号列記以外の部分、第十六条の二各号列記以外の部分、第十六条の三及び第十七条各号列記以外の部分中「及び」を「、」に、「を記載し、並びに代表者が署名し、又は記名押印した」を「及び代表者の氏名を記載した」に改める。

第十八条中「記載し、並びに代表者が署名し、又は記名押印した」を「記載した」に改める。

第十九条中「及び」を「、」に、「を記載し、並びに代表者が署名し、又は記名押印した」を「及び代表者の氏名を記載した」に改める。

(秋田県営治山事業施行規則の一部改正)

第九条 秋田県営治山事業施行規則(昭和三十七年秋田県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「~~四~~」を削り、様式第二号及び様式第三号中「~~四~~」を削る。

(地すべり等防止法施行細則の一部改正)

第十条 地すべり等防止法施行細則(昭和三十三年秋田県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第六号までの規定中「~~四~~」を削る。

様式第七号中

					四
--	--	--	--	--	---

を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。